

國立中央研究院  
歷史語言研究所

第四本第四分

最近刊行せられた民國二十三年度（一九三四）の最後の分冊は、主として西北語言調査事業の尊き犠牲となつて昨年相次いで病歿した劉復・白滌洲二氏の靈に獻げられ遺稿及哀悼文を載せてゐる。

## 乙二聲調推斷尺

劉復

## 音位標音法的多能性

趙元任

## 宗法考源

丁山

## 弋射與弩之溯源關於此類名物之考釋

徐中舒

## 土王皇三字之探原

同

## 關中聲調實驗錄

白滌洲

劉・白二氏の實驗的聲音學の業績に就ては別に専門學者の批判に俟つべきである。茲には丁山・徐中舒の古代史關係の三論文を簡単に紹介したい。

## 宗法考源（三九九—四一五頁）

本年度の支那古代史學界は宗法に關し數個の新研究を得た。第一は我が加藤常賢教授の「小宗の族組織に就いて」（支那學研究第四篇所收）第二は本論文である。その他にも牧野巽學士の「支那に於ける家族制度」（東洋思潮第十回所收）曾憲君の「中國古代社會」上（中國社會史叢書第五）等も、家族制度或は婚姻制度の研究を目的とした概論であるが、各々宗法制度に觸れる處が多い。本年度の著作ではないが郭明昆君の儀禮喪服傳の鋭き本文批評たる「儀禮經傳攷」（早稻田大學哲學年誌第三卷）「儀禮喪服考」（東洋學報第二十一卷二號）及び「祖父稱謂考」（同第四號）等も關係の文獻として擧げ得る。宗法制度は漢唐以來注疏學者によつて論議され來つた問題であり、清代の碩儒程瑤田の「宗法小記」に於て、經傳の本文解釋としては殆んど古典的完成に迄到達してゐる。此の經學者による宗法制度研究の成果を利用して、一轉して史學の問題として取扱つたのは近世の王國維の「殷周制度論」であつて、宗法制度の史學的研究は、之を機運として勃興したので、何れも多かれ少かれ、彼の影響の下に立たざるはない。王國維は殷虛卜辭に見える殷代先王の祭祀法及び史記殷本紀の殷王世系等を典據として殷王朝の繼承法が兄弟相續法を主とし、嫡子相續法を從とせるを論じ嫡子相續制度及宗法制度が周代に至つて發生したことを主張する。王國維の「殷周制度論」は殷周の際の革命、周公の改制を主題とするもの、殷周二代の制度の差異點だけが強調され過ぎた感がある。丁山氏の近業

の主要課題は、王國維によつて發見され、その後董作賓等によつて更に詳細に究明された殷代先王祭祀法に於て、周代宗法制度の原始形態を見んとするものである。加藤教授の論攷は、宗法に對する根本見解は丁山氏と完全に背馳するけれども、殷代の世繼法及族制度に於て周代宗法の基礎たる族生活と同一の形態の存在することを論ずるものであつて、主發點を異にし又論證の方法も違ふが、二著作何れも殷周制度論の偏向を是正せんとし、殷周二代の制度の類似點を指摘して、二代の制度を發展的に理解する點に於て同一の傾向にあると見られる。

丁山氏は先づ、金文の實例から、大宗とは經學者の解釋する如き「嫡子」の意味ではなく、宗廟の意味であつて、大宗は太廟、小宗は禰廟と考へねばならず、從つて宗法とは子孫嫡庶を辨別する族統括の制度としてよりは、寧ろ宗廟自體に關する制度として解されねばならぬと云ふ。宗廟制度としての宗法ならば、殷代にも充分認めることが出来る。即ち、殷虛卜辭に於て、殷の先王の合に當つて各世代の王を「示」と呼んで、或は七示、十三示、二十示等の名稱があり、又、大示、

小示の別があるが、王、董二氏の詳論した如く、この合祭に列せられる先王は殷の諸王中自らの子によつて相續せられた者に限られる。丁山氏は之に對して大示こそ此の合祭に列せられる先王であり、小示とは合祭祀典に入らざる弟によつて相續せられた先王を祭るものであるとの解釋を下し、大示は宗法制度上の大宗、小示は小宗に相當するものであり、子によつて繼がれた殷先王の廟たる大宗は禮家の繼別の宗たる大宗の起源であり、子によつて相續せられなかつた殷王廟たる小宗は繼禰の小宗の源であると説く。

禮家の所謂宗法制度が、兄弟同居共財の現實の族生活を基礎とするものであることは既に程瑤田によつて道破され、吳嘉實及加藤教授によつて一層強調され、宗廟制度は此の族生活から派生したと考へられてゐる。丁山氏が宗法を宗廟制度と同一視するのは俄に贊同し得ないが、かゝる宗法の具體的なる表現として宗廟制度をば眺めて、之を殷代の祭祀法に源を溯らしめることは決して不當ではない。而して、周の大宗、小宗組織が突然の創造ではない限り、少くとも多少の連關をば殷代制度に求めねばならないのは自明の理であ

る。丁山氏の企圖は、その意味では正しくもあり、又興味も多い。但し丁氏の所論中の最も重要な箇所で、論證に缺陷が存在してゐる。例へば宗室とは太宗の意味なりとする段に士昏禮記の「祖廟未毀、教于公宮、三月、若祖廟已毀、則教于宗室」を引用して、宗室を祖廟との對文としてゐるが、宗室は祖廟に對するものではなくて、公宮に對するものであり、此の宗室は宗廟よりも宗子の室と解すべきである。勿論士昏禮記の如きは、宗法制度の固定形式化の後の儒家作品と見るべきであつて本論文の所説の反證とはなり得ないが。又、殷虚卜辭の先王の祭祀について大示は子によつて相續された先王・小示は弟によつて相續された先王との別を論ずる一段に於ても氏の引用した卜辭の實例は尙ほ世人を首肯せしむるに足りない。氏によつて更に廣い材料の探求と細心の論證並典據の吟味によつて、此の興味ある問題が再論される事を希望する。

弋射與弩之溯源及關於此類名物之考釋

(四一七—四三九)

本篇及び次篇の著者徐中舒氏は現に中央研究院歷史語言研究所の專任研究員であつて、集刊に今迄金文研

究を多く寄稿してゐる。徐氏の金文研究は字形のみの校釋に止らずして、象形の原物たる實物に就ての研究を重視し、その意味に於て支那金文専門家中に於て、最も考古學的な傾向を有する一人と云ひ得られる。集刊第二本の「來耜考」の如きは此傾向が最も濃厚に現れてゐる。本論文及次の釋士篇も亦此の傾向の著作に屬する。又、氏の學問に於て顯著なのは、我が藤田劍峯博士の影響である。「集刊」第二本の「殷人服象及象之南遷」の一篇は、藤田博士の「象」(史林第九卷第四號、又東西交涉史の研究南海篇所收)の所論の一發展と見得る。本論攷は明らかに博士の「支那に於ける刻石の由來」(東洋學報十六卷二號、又東西交涉史西域篇所收)中の支那古代の弩射術が古代印度より南方蠻族を媒介として輸入されたのではないかと云ふ説に反對して、弩の支那起原説を主張せんとするのが其本旨である。徐氏は此論文に先だつて「古代狩獵圖象考」の一篇を集刊外編の蔡元培六十五歲記念論文集下冊に寄せたので、徐氏は屢々之を参照してゐるが、此下冊は今未公刊で、筆者は寓目の機を得てゐない。唯本論文に引く所から見ると、前論文は有名な銅器四耳孟の文

様に現れた射獵圖の考證を主とするものであるらしい。此の射獵圖に弋射、弩射の形が見える所から出發して、弩射術の起源を更に甲骨文、金文の字形、先秦文獻に求め、別に現行の支那弩器を採集して構造等の研究を行つたのが本論文である。

著者の試みた文字々形よりの考證中例へば叔字に就て之が繪弋に用ひられる矢を象るとの説は既に吳大澂の「叔字說」に提出され、羅振玉の「釋叔」(雲窗漫藁所收)に於て發展せしめられた考であり、創説とは見做し難いが、弋射に關係するものとしての弋、妣杖等の諸字特に于字の考證は恐らく氏の新説と見得る。弩射關係の先秦文獻の豊富な引用、北支現行の弩の採集は共に從來閑却された方面に於ける極めて貴重な新研究と云ひ得らるゝであらう。但し、氏の論文によつて先秦時代に支那で弩術の盛行した事は認識し得たが、弩射術が支那起源か或は印度起源かは、現在に於ては尙到底決定し得ない問題に屬するであらう。其解決は印度南洋の史料及實物に就ての研究を必要とする。筆者は此の弩射術起源の問題を外にして、彼の吳中丞によつて提出された叔字の解釋男子の美稱たる叔が何故

に繪矢の象形を執つてゐるかの問題に民俗學的な興味を感ずる。之は Karglen の Some Pecunarity Symbols in Ancient China, (Bul. of The Museum of Far Eastern Antiquities, No. 2) に於て新たに問題とせられ、Seligman. の Bow and Arrow Symbolism, (Eurasia Septentrionalis Antiqua IX.) に於て更に若干の補正が加えられてゐる所である。支那古代の射術は民俗學的な研究の對象として、恐らくより多くの價值を持つであらう。

#### 士王皇三字之探原(四四一—四四六)

士・王・皇の三字は元來人間が衣冠をつけ端坐してゐる象形であると云ふのが此篇の趣旨である。王皇二字に就ては吳大澂の王字説があつて、説父の解釋を破つて、王字は火土中にあるの象形、皇は日が地平線に出る形なりとの説を唱導した。徐氏は漢代畫像石中の衣冠端坐の人像と金文及び甲骨文中の士字形との不思議な類似に着目して此新説を提出した。士字は董作賓も既に指示した如く、王字の原形である。皇字は徐氏によつて、衣冠、特に冕冠を着した端坐の形として解釋され、三字の象形が同一の動機から出てゐること

を論證された。士は徐氏も引用した如く、支那古代では獄官の長官の意味を有する。裁判は古代民族に於ては神意を承ける神判の形式を執るものが多い。従つて古代に於て、裁判官は官は神意を承けるもの、神と人との仲介者であると云ふ司祭者或は巫祝としての一面を有した。士、王・皇・皆・古代の祭場に特種の冠を附け、端坐して神意を受くる神人の仲介者であり、王權は神人の仲介者の職の發展せる形態に過ぎないとも考へ得る。此の士王皇三字の字形の攷證は極めて短篇ではあるが、支那に於ける神判制度、及び王權の本質の問題に關し、暗示的な好論文である。

(小川茂樹)